

2025 年 9 月 1 日

「奈良教育大学附属小学校不当出向命令無効確認訴訟」の和解成立にあたっての声明

奈良教育大学附属小学校不当出向命令無効確認訴訟を勝たせる会あいち

奈良教育大学附属小学校（以下「附小」）の教員3人が奈良教育大学（国立大学法人奈良国立大学機構）が命じた出向命令の無効を訴えていた訴訟に関して、去る8月7日、奈良地方裁判所において和解が成立しました。この和解により、次の2つが確認されました。

1 被告は、原告らに対し、本件出向について十分な準備期間がなく情報提供に不正確な部分があったこと、本件出向を契機に、原告らが多大な精神的苦痛を受け体調を崩したことについて、今後の奈良教育大学附属小学校の教員らの人事異動の際に充分考慮する。

2 被告は、奈良教育大学附属小学校の教員らを含む教職員の人事異動にあたっては、労働関係諸法規を遵守し、また労働者の人権を尊重するとともに、労働者の希望および健康状態を十分に考慮して慎重に行動することを約束する。（8月7日付「和解条項」より）

この和解条項は、原告・被告双方で合意したものです。このなかで、今回の出向命令が拙速に発出され、原告らへの配慮を欠くものであったこと、そして出向により原告が多大な苦痛を受けたことが確認されました。被告である奈良教育大学も、これを事実として認めざるをえませんでした。また、「労働関係諸法規を遵守し」とあるように、出向命令の発出にあたって被告が労働関係諸法規を踏みにじり原告らの権利を著しく侵害したことも確認されています。そして、将来ありうる人事異動についても「労働者の希望および健康状態を十分に考慮して慎重に行動すること」が約束されました。私たちは、この和解内容は原告の全面的な勝訴を意味すると考えます。原告及び弁護団そしてそれを支えた人々の奮闘を讃え、喜びを共有したいと思います。

この裁判は労働事件として争われたため、原告らの労働者としての権利がいかに侵害されたかに焦点が当てられました。そして、この点で、原告らは附小への復職という全面的な勝利を得ることができました。しかし、学長による「出向等に関する方針」が撤回されていないこと、原告らに対する謝罪がないことなどの問題は残されています。

この事件の発端は、奈良教育大学が附小の教育課程や授業が学習指導要領等に違反しており、また学校運営における校長の権限が侵害されていると決めつけたことにあります。そして、奈良教育大学は、強制的な出向などの手段を弄して不当にもそれらを打ち切らせようとしたのです。しかし、附小の教育課程は基本的に、学習指導要領を含む国の教育課程基準の範囲内で創意工夫を凝らしたものにすぎず、また附小の学校運営は自主的・自律的な学校運営の一つの姿を追求するものでした。奈良教育大学は、一面的な見方に立って、これらを違法と決めつけたのです。今回の原告らの訴えは、学習指導要領を絶対視し教育実践を硬直化・画一化させることに警鐘を鳴らし、教育実践の自由を守ろうとするものでもありました。学習指導要領の絶対視は、すでに他の国立大学附属学校に対する管理の強化をもたらしており、公立・私立の学校への悪影響も懸念されます。

しかし、今回の裁判は労働事件として争われたため、上記の和解内容にはこれらのことは含まれていません。この問題を附小と奈良教育大学の間の問題に留めることなく、子ども・若者に豊かな学びと学校生活を保障することを願う人々に共通の課題として受け止め直すことが求められています。私たちは、今後それぞれの立場で全国の皆さんとともにこの課題に取り組んでまいります。